

## 合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年1月13日(火)午後1時30分から午後2時00分

2 開催場所 市役所大会議室

3 出席委員 (14人)

会 長	14番	門 口 照 夫
委 員	1番	上 野 育 夫
”	2番	上 野 修 一
”	3番	渡 邊 友 美
”	4番	渡 邊 新 二
”	5番	澤 田 勝 矢
”	6番	緒 方 正 美
”	7番	中 川 雄 一
”	8番	改 喜 末 敏
”	9番	坂 口 正 子
”	10番	林 清
”	11番	坂 田 春 美
”	12番	石 坂 友 信
”	13番	宮 本 博

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農用地利用集積等促進計画案の意見決定について

第3号議案 令和8年農作業標準賃金の制定について

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用(届出)について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 岡 田 晃 治

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和8年1月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、門口会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（門口照夫君） （会長挨拶）

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は農業委員14名全員の委員さんがお揃いでございます。よって合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

#### （1） 議事録署名者

○議長（門口照夫君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、6番 緒方委員、7番 中川委員を指名しますのでよろしくようお願いいたします。

-----○-----

#### （2） 農家調査及び現地調査員

○議長（門口照夫君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員 2番 上野修一委員 6番 緒方正美委員、推進委員 2番 緒方猛浩委員、19番 高村委員、以上4名の委員さん方へ適宜意見をお伺いしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

#### （3） 議案

○議長（門口照夫君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の3ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、合生住宅の北、大津植木線の北側に位置する農地です。

4ページが申請地の現況です。

5 ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地4区画を整備する計画です。

6 ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の7ページにお示ししておりますとおり、申請地は東側前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である庄嶋医院と公益的施設である愛泉保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の6番 緒方正美委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（緒方正美君） それでは、現地調査につきまして報告します。

12月26日の午前、私と高村推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の北及び西側は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂出に留意するとのこと、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農家住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の8ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地になります。福原グラウンドの北西で、県道大津植木線の南側に位置する農地です。

次の9ページが申請地の現況です。

10ページが配置図です。申請者は農業を営む個人で、熊本県の事業による高規格道路の建設に伴い、現在の住宅を移転する必要が生じたため、当該申請地を売買により取得し、農家住宅を建設する計画です。

11ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の12ページにお示ししておりますとおり、申請地は東側前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である城齒科医院と公益的施設である竹迫みのり保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 上野修一委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（上野修一君） それでは、現地調査につきまして報告します。

12月26日の午前、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の周囲は農地に接しておりますが、コンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願います。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号3につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙13ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号3の申請地になります。福原グラウンドの北西で、県道大津植木線の南側に位置する農地です。

次の14ページが申請地の現況です。

15ページが配置図です。申請者は個人で、熊本県の事業による高規格道路の建設に伴い、現在の住宅を移転する必要性が生じたため、当該申請地を売買により取得し、個人住宅を建設する計画です。

16ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の17ページにお示ししておりますとおり、申請地は東側前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である城歯科医院と公益的施設である竹迫みのり保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 上野修一委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（上野修一君） それでは、現地調査につきまして報告します。

12月26日の午前、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の周囲は農地に接しておりますが、コンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第2号議案 農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書2ページをお開きください。

第2号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてご説明申し上げます。

次の3ページは農用地利用集積等促進計画の総括表です。左側が今回の1月総会分、右側が令和8年1月、第1回からの利用権設定や所有権移転の面積の累計数になります。

次の4ページは農用地利用集積等促進計画状況一覧表所有権移転関係（公社買入分）の説明です。所有権移転総合計の面積は6,348㎡です。

次の5ページは農用地利用集積等促進計画状況一覧表所有権移転関係（公社売渡分）の説明です。所有権移転総合計の面積は4,223㎡です。

次に6ページをご覧ください。今回の農用地利用集積等促進計画状況一覧表賃借権設定の説明です。利用権設定総合計の面積は211,387㎡です。

次に7ページをご覧ください。

農地中間管理事業による公社買入ですが、申出件数は2件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、移転の内容につきましては、議案書のとおりです。

次に8ページをご覧ください。

農地中間管理事業による公社売渡ですが、申出件数は2件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、移転の内容につきましては、議案書のとおりです。

議案書9ページをご覧ください。

農地中間管理事業による貸し借りについてですが、申し出件数は賃貸借権が41件で使用貸借権が1件の合計42件です。

貸人、転貸人、借人、利用権を設定する農地、賃借料などの利用権等内容につきましては、議案書のとおりです。

審議の結果、今回の計画（案）が決定された場合は農地中間管理事業推進法第 18 条第 11 項の規定に基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画（案）は、農地中間管理事業推進法第 18 条第 5 項第 1 号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は、同法同項第 2 号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められると判断されます。

最後に農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 0 件 でございます。

以上、事務局の説明を終わります。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第 2 号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第 2 号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第 3 号議案、令和 8 年農作業標準賃金の制定につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書 15 ページをお開きください。

この農作業標準賃金につきましては、農作業の委託等をされる場合に、目安となる金額等が何もないということになれば、契約される際に困られるのではないかとということで、一つの日安として参考にしていただくよう、農業委員会として毎年定めているものでございます。あくまでも目安となる金額になりますので拘束力はありません。双方の話し合いにより金額は自由に決めていただくことになります。

金額については 16 ページのとおりでございます。なお、この金額につきましては、市内で農作業の受託をしておられる法人さん等に聞き取り調査を行いまして、その金額をもとにこちらに記載をさせていただいているところでございます。

なお金額については、燃料費高騰や電気料金の値上げ等の理由で前年度から、一部の項目

が上がっています。

総会での決定後には、市のホームページへ掲載することによりまして、市内の農業者の方々へ周知をするということで考えております。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、令和8年農作業標準賃金の制定につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、令和8年農作業標準賃金の制定につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明します。議案書の16ページをお開き願います。

今回、市街化区域内の農地転用4条届出につきましては1件の届出がっております。

番号1の場所を説明します。議案書の17ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。西合志南小学校の南側に位置する農地です。個人住宅への転用となります。

当該地は写真のとおり昭和60年頃から既に住宅が建築されており、転用届出が現在に至ったため、始末書の提出がっております。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局から第1号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何か質疑等はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第2号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明します。議案書の18ページをお開き願います。

今回、市街化区域内の農地転用5条届出につきましては3件の届出がっております。

まず所有権移転番号1の場所を説明します。議案書の19ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。須屋市民センターの東側に位置する農地です。個人住宅への転用です。

次に使用貸借権設定番号1の場所を説明します。議案書の20ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。合志南ヶ丘小学校の北東側に位置する農地です。個人住宅への転用です。

当該地は写真のとおり既に住宅建設の着工が始まっており、転用届出が現在に至ったため、始末書の提出がっております。

次に賃借権設定番号1の場所を説明します。議案書の21ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。県営須屋団地の西側に位置する農地です。店舗用駐車場への転用です。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局から第2号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何か質疑等はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第2号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（門口照夫君） 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

#### （4）閉 会

○事務局長 長時間に渡ります慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、「令和8年1月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。

皆さん大変お疲れ様でした。

—————○—————

閉 会 午後2時00分